

令和8年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」
募集要領

1 主 催 練馬区、公益社団法人練馬区歯科医師会

2 対 象

練馬区内の小学校・中学校に在籍 または 練馬区在住の小学生・中学生

3 審査部門および作品の種類

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 小学校低学年(1～3年生)の部 | 図画・ポスター |
| (2) 小学校高学年(4～6年生)の部 | 図画・ポスター |
| (3) 中学校の部 | ポスター |
| (4) 特別支援学校(学級)の部〈小学生、中学生〉 | 図画・ポスター |

4 選考の基準および注意事項

- (1) 歯・口の健康に関する図画・ポスターであること。
- (2) 画用紙の大きさは、原則としてB3(364mm×515mm)または四ツ切(38cm×54cm)とする。ただし、小学校低学年については上記以下の大きさでも可とする。
- (3) ポスターには、歯・口の健康に関する標語等を書き入れること。
- (4) ポスターの場合「虫歯」「ムシ歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、また「歯磨き」ではなく「歯みがき」と書くこと。
- (5) アニメキャラクターを模したものや特定の歯科用品名・商品名は記載しない。
- (6) 複数の児童・生徒による合作の応募は不可とする。
- (7) むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通した歯・口の健康づくりや口腔機能の健全な育成、望ましい生活習慣の形成、また、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容であること。

5 応募方法

応募作品の裏面に、学校名・審査部門名・学年・組・氏名(ふりがな)を明記のうえ、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール応募用紙」と共に健康推進課へ直接持参または、ゆうパック、宅配便(コンビニ等)にて送付

送付先：〒176-8501

練馬区豊玉北 6-12-1

練馬区役所 健康部 健康推進課 歯科保健担当係 宛

6 応募締切 令和8年9月4日(金)必着

7 審査方法

- 1 次審査：公益社団法人練馬区歯科医師会公衆衛生担当理事および委員 8 名による審査。各部門 30 作品程度を選出する。
- 2 次審査：審査委員 9 名による入賞作品の選出。10 作品程度を選出。
審査委員は、外部有識者、練馬区歯科医師会会長、同会副会長、同会理事、練馬区学校歯科医会会長、健康部長、健康推進課長、保健相談所長。
- 3 次審査：審査委員 9 名による各賞の決定。
特賞 1 作品、優秀賞 3 作品程度、歯科医師会賞 5 作品程度。
審査委員は 2 次審査と同じ。

8 表彰

主催者が選出した者へ次の各賞を授与する。

各部門	特賞	1 作品
	優秀賞	3 作品程度
	歯科医師会賞	5 作品程度
	参加賞	応募者全員

賞状および賞品は、学校を通して本人へ渡す。

9 応募作品の審査後の取扱い

- (1) 各部門特賞作品は、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」【公益社団法人 東京都学校歯科医会主催】に、練馬区代表として出品する。
- (2) 各部門の特賞作品から歯科衛生啓発ポスターを作成し、区施設および区内歯科診療所にて掲示する。
- (3) 中学校の部特賞作品から成人歯科健康診査のポスターを作成し、区施設および区内歯科診療所にて掲示する。
- (4) 入賞作品は、練馬区役所アトリウムに展示し、ねりま健康ちゃんねる (YouTube) にて作品の紹介動画を配信予定 (配信期間：令和 8 年 11 月 2 日～11 月 26 日)。
また、区、練馬区歯科医師会、練馬区学校歯科医会ホームページに一年間掲載する。
入賞作品の学校名、氏名を公表する。
- (5) 著作権は主催者に帰属する。
- (6) 応募作品は 12 月中旬頃返却する。
特賞作品は東京都学校歯科医会の審査後返却する

10 問合せ 練馬区 健康部 健康推進課 歯科保健担当係 電話：03-5984-4682